

広島県水道広域連合企業団監査委員告示第1号

広島県水道広域連合企業団監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程を次のように定める。

令和5年5月11日

広島県水道広域連合企業団代表監査委員 天 野 清 彦

広島県水道広域連合企業団監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団監査委員事務局（以下「監査委員事務局」という。）の組織及び職員の職の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 監査委員事務局に事務局長及び書記を置く。

2 前項に定めるもののほか、監査委員事務局に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第3条 事務局長は監査委員の命を受け、部下の職員を指揮監督し、監査委員事務局の事務を掌理する。

(職員の職)

第4条 事務局長のほか、監査委員事務局に、必要に応じ、次の職を置くことができる。

- (1) 次長
- (2) 主査
- (3) 主任
- (4) 主事

2 前項の職は、書記をもって充てる。

3 次長は、事務局長を補佐し、命じられた監査委員事務局の事務を総括し、及び整理する。

4 主査は、上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。

5 主任は、上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。

6 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(監査委員事務局の事務)

第5条 監査委員事務局の事務は、次のとおりとする。

- (1) 定例監査の執行に関すること。
- (2) 随時監査の執行に関すること。
- (3) 財政的援助団体等の監査の執行に関すること。
- (4) 行政監査の執行に関すること。
- (5) 直接請求による監査の執行に関すること。
- (6) 議会の請求による監査の執行に関すること。
- (7) 企業長の要求による監査の執行に関すること。
- (8) 決算審査に関すること。

- (9) 資金不足比率等の審査に関する事。
- (10) 例月出納検査に関する事。
- (11) 指定金融機関等の監査の執行に関する事。
- (12) 住民監査請求に関する事。
- (13) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関する事。
- (14) 監査委員事務局の組織に関する事。
- (15) 監査委員事務局職員の人事に関する事。
- (16) 公印の管理に関する事。
- (17) 文書の収受、発送及び整理保存に関する事。
- (18) その他監査委員事務局の庶務に関する事。

(事務分掌)

第6条 職員の分掌事務は、事務局長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。